

第2部 実施計画の内容

1. 市・市民・事業者の相互信頼を基にした自主的な連携

◎連携・ネットワークの整備：市・市民・事業者・警察等が連携を取り合い、情報の共有化が図れるような各コミュニティのネットワーク整備の推進

事業		事業概要	27	28	29	30	備考(数値目標等)
市	(1) 推進体制の整備	①連携体制の推進 (危機管理課)	→				
		②連絡網の活用 (危機管理課)	→				
		③関係機関との体制づくり (危機管理課)	→				
		④交番の適正な配置 (危機管理課)	○	○	○	○	移動交番での対応を検討
		⑤犯罪手口・被害の情報収集 (危機管理課)	○	○	○	○	
	(2) 市職員による犯罪被害者の保護及び連絡体制の整備	①犯罪被害者の保護 (危機管理課)	→				
		②連絡体制の整備 (パトロール実施者)	→				
	(3) 保、幼、小、中学校等における安全(防犯)対策の推進	①保護者、地域、関係機関等との連携の充実 (こども部、教育委員会)	●	●	●	●	
		②通学路周辺及び施設の安全点検 (こども部、教育委員会)	→				
	市民	(1) 連携体制への参加、協力	①連携体制への参加、協力	●	●	●	●
(2) 保、幼、小、中学校等における安全(防犯)対策の実施		①通学時等における子どもの安全確保	●	●	●	●	
(3) 市民による犯罪被害者の保護及び連絡体制の整備		①連絡体制の整備	●	●	●	●	
事業者	(1) 連携体制への参加、協力	①連携体制への参加、協力	●	●	●	●	
	(2) 保、幼、小、中学校等における安全(防犯)対策の実施	①通学時等における子どもの安全確保	●	●	●	●	
	(3) 事業者による犯罪被害者の保護及び連絡体制の整備	①連絡体制の整備	●	●	●	●	

● …………… 実施、作成

○ …………… 検討、調査、調整

→ …………… 継続

2. 市・市民・事業者の協働意識の醸成

◎協働による地域防犯活動の推進:

地域における生活安全の拡充に向け、より大きな効果を上げるため各地域において市・市民・事業者・警察等が一体となり地域防犯活動に取り組む。

事業		事業概要	27	28	29	30	備考(数値目標等)	
市	(1)地域防犯活動への支援	①犯罪関連情報の提供 (危機管理課)	→				・広報紙、ホームページ、携帯メール、市公式ツイッター、出前講座等を活用	
		②防犯マップの作成 (危機管理課)	→				全戸配布又は回覧	
		③地域防犯活動物品の貸与 (危機管理課)	→				自主防犯団体 各年度5団体組織化	
		④チラシ・パンフレット等啓発物の提供 (危機管理課)	→				回覧、市民まつり、駅等での提供	
		⑤防犯パトロールカーによる支援 (危機管理課)	→				自主防犯団体への参加 支援:年間40回程度	
		⑥顕彰の実施 (危機管理課)	→				10月開催の市民大会にて実施	
	(2)高齢者等を対象とした施策の検討	①知識の普及・啓発活動 (危機管理課、保健福祉部)	→					
		②相談窓口の充実 (保健福祉部、危機管理課)	→					
		③地域の高齢者見守りネットワーク作りの推進 (保健福祉部、危機管理課)	→					
		④高齢者を対象者とした、新たな犯罪に対する施策の推進 (危機管理課)	●	●	●	●		
	(3)保、幼、小、中学校等における安全(防犯)対策の推進	①「子ども110番の家」の拡充 (教育委員会)	→				最終目標 1,200軒 「青少年健全育成協力店の拡充」と一本化	
	市民	(1)地域防犯活動の実施	①地域防犯活動の実施	→				
			②身の回りの安全点検の実施	●	●	●	●	
③地域における安全点検の実施			●	●	●	●		
④防犯マップの作製支援			●	●	●	●	防犯マップの作製方法等の指導他	
(2)高齢者等を対象とした安全(防犯)対策の実施		①地域での連携による支援活動	●	●	●	●		
(3)保、幼、小、中学校等における安全(防犯)対策の実施		①「子ども110番の家」への協力	→				最終目標 1,200軒 「青少年健全育成協力店の拡充」と一本化	
事業者	(1)地域防犯活動への参加、協力	①地域防犯活動への参加、協力	→					
		②事業所の安全点検の実施	●	●	●	●		
	(2)高齢者等を対象とした安全(防犯)対策への参加、協力	①地域での連携による支援活動	○	○	○	○		
		(3)保、幼、小、中学校等における安全(防犯)対策の実施	①「子ども110番の家」への協力	→				最終目標 1,200軒 「青少年健全育成協力店の拡充」と一本化

3. 自主・自立の精神の醸成

◎自らを守る意識の高揚:

市民一人ひとりの防犯意識の高揚等に努め、「自分のことは自分で守り、自分たちの地域は自分たちで守る」という、まちづくりの原点に立って、住民自らが防犯意識を保持する。また、地域においてお互いを助け合える関係が醸成できるコミュニティの構築を図る。

事業		事業概要	27	28	29	30	備考(数値目標等)
市	(1)知識の普及と啓発活動の推進	①地域の防犯意識の高揚 (危機管理課)	→				
		②「安全で安心なまちづくり月間」 (危機管理課)	→				毎年10月
		③広報活動の推進 (企画政策部)	→				携帯メール登録数 登録目標 30,000件
		④市民まつりにおける啓発活動 (危機管理課)	→				
		⑤事業者への啓発活動 (市民経済部、危機管理課)	→				
	(2)人材の育成	①研修会や講演会等の実施 (危機管理課)	→				研修会 年2回 市民大会 年1回
		②防犯指導員等の育成 (危機管理課)	→				全町会・自治会に配置 (248町会)
	(3)保、幼、小、中学校等における安全(防犯)対策の推進	①安全教育の充実 (こども部、教育委員会)	→				
		②青少年防犯ボランティア「キラット・ジュニア防犯隊」の育成 (危機管理課、教育委員会)	→				市内市立 小・中全校参加
	市民	(1)知識の習得と啓発活動への参加	①地域の防犯意識の高揚	●	●	●	●
②知識の習得			●	●	●	●	
③啓発活動への参加			●	●	●	●	
④情報の収集			●	●	●	●	ホームページ 月2回更新 携帯メール 毎週火曜配信
(2)人材育成への協力		①研修会や市民大会等への参加	●	●	●	●	
		②防犯指導員等の設置協力	●	●	●	●	全町会・自治会に配置 (248町会)
	③防犯リーダーを中心とした防犯対策の推進	●	●	●	●		
事業者	(1)知識の習得と啓発活動への参加	①地域の防犯意識の高揚	●	●	●	●	
		②知識の習得	●	●	●	●	
		③啓発活動への参加	●	●	●	●	
	(2)人材育成への協力	①研修会や講演会等への参加	●	●	●	●	
		②防犯指導員等の育成協力	●	●	●	●	
		③防犯リーダーを中心とした防犯対策の推進	●	●	●	●	

4. 都市環境整備

◎犯罪防止に重点を置いた都市環境整備：

犯罪防止の取り組みは、道路、公園、駐車場といった、公共施設の犯罪が発生しにくいハード面の整備と共に、公共施設等への落書き、ごみの散乱屋外広告物の氾濫による都市環境美化の損失が、犯罪多発の要因といわれていることから環境浄化というソフト面(=維持管理)が含まれた都市環境づくりを推進する。

事業		事業概要	27	28	29	30	備考(数値目標等)	
市	(1) 犯罪防止に配慮した都市環境の整備	①道路照明灯及び防犯灯の整備 (都市整備部、危機管理課)	→					
		②公共の駐車場の施設整備や管理運営の強化 (総務部、教育委員会)	→					
		③地下式や階層式の立体自転車等駐車場の施設整備や管理強化 (都市整備部)	●	●	●	●	順次、機械式駐輪機・防犯カメラの導入	
		④公園における樹木等の配置及び剪定 (環境部)	→					
		⑤公園における照明灯の整備 (環境部)	→					
		⑥公園内の施設の適正な維持管理 (環境部)	→					
		⑦防犯性を考慮した公共建物の整備 (総務部、教育委員会)	○	○	○	○		
		⑧公共施設の防犯に考慮した計画・設計 (教育委員会・都市整備部)	●	●	●	●		
		⑨市有地及び公共施設の安全な環境保持に向けた適正な維持管理 (財政部、総務部)	→					
		⑩空き家の等の対策	○	○	○	○		
		⑪通学通園等に使用している公共施設の定期的な施設点検 (教育委員会、都市整備部)	→					
		⑫通学通園等に使用している公共施設の適正な整備及び維持管理 (都市整備部)	→					通学路・通園路要望対応含む。
(2) 保、幼、小、中学校等における安全(防犯)対策の推進	①学校等における安全(防犯)対策管理体制の整備 (こども部、教育委員会)	→						
	②侵入者に対する防犯警備機器の活用 (こども部、教育委員会)	→						
	③学校等における出入口の限定等、管理の徹底 (こども部、教育委員会)	→						
市民	(1) 私有地及び建物の適正な維持管理	①適正な維持管理	●	●	●	●		
		②安全点検の実施	●	●	●	●		
事業者	(1) 私有地及び建物の適正な維持管理	①適正な維持管理	●	●	●	●		
		②防犯に考慮した施設整備	●	●	●	●		